

春日井市飛行場周辺対策調査研究事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、飛行場周辺における安全な生活環境の確保、騒音等の障害の緩和のため、予算の範囲内で、春日井市飛行場周辺対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が行う事業等に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、市民協議会が行う次の事業等とする。

- (1) 飛行場周辺対策に必要な環境整備の調査及び研究に関する事業
- (2) 航空機事故の防止対策、騒音による障害の防止対策等の要望活動に関する事業
- (3) その他飛行場周辺住民の不安解消のために必要な事業
- (4) 前3号に定める事業に附帯する事業
- (5) 前4号に定める事業を行うために必要な事務

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、1,800,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、当該年度の4月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、市民協議会の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(書類の提出部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。